

## 乗用車の先進安全技術の性能認定結果を公表します！

～8社255型式の対歩行者衝突被害軽減ブレーキ、8社256型式のペダル踏み間違い急発進抑制装置を認定～

乗用車に搭載された「衝突被害軽減ブレーキ」や「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」が一定の性能を有していることを国が認定した結果を公表します。認定を受けた自動車の情報については、国土交通省HPで公表するほか、自動車メーカー等が衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置の普及促進のための広報活動等に活用することにより、官民連携による普及促進の取組みの一層の推進を図ります。

国土交通省では、昨年4月に拡充しました性能認定制度(※1)について、今般、令和2年度における審査が終了しましたので、その結果を発表いたします。今回は下記1. のとおり国内メーカー8社から申請のあった自動車について、対歩行者衝突被害軽減ブレーキを搭載した255型式、ペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載した256型式について性能認定を行いました。

また、今回の発表にあわせて、下記2. のとおり自動車メーカー等が対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置の普及促進のための広報活動等において活用できるロゴマークを作成いたしました。

国土交通省としては、今回の結果も活用しつつ、官民連携による衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術の普及促進の取組みの一層の推進を図って参ります。

(※1)自動車製作者等の求めに応じ、先進安全技術が一定の性能を有していることを認定する制度(平成30年3月創設)。「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」(令和元年6月関係閣僚会議)を受けて、令和2年3月に同制度を拡充し、対歩行者衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置を導入。(別紙1参照)

### 1. 認定を受けた自動車

対歩行者衝突被害軽減ブレーキを搭載した255型式、ペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載した256型式の自動車について各装置が一定の性能を有していることを認定しました。(対象車種については別紙2をご参照ください。)

詳細情報は国土交通省HP(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/Ninteiseido/index.html>)に掲載しています。

### 2. ロゴマーク

対歩行者衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置及びそれらの認定制度に対する認知度及び関心を高めることを目的として、下記のロゴマークを作成しました。自動車メーカー等においても認定を受けた自動車の情報とともに衝突被害軽減ブレーキの普及促進のための広報活動等に活用することができます。



\* AEBS: 衝突被害軽減ブレーキの英名であるAdvanced Emergency Braking Systemの略称

\* PMPD: ペダル踏み間違い急発進等抑制装置の英名であるPedal Misapplication Prevention Deviceの略称

問い合わせ先

自動車局 技術・環境政策課 玉屋、八田

代表: 03-5253-8111(内線 42254)

直通: 03-5253-8591、FAX 03-5253-1639